

豊中市松くい虫防除事業助成金等交付要領

(目的)

第1条 この要領は、豊中市内に森林、樹木等を所有し、松くい虫防除事業（以下「防除事業」という。）を実施しようとする個人に対して、市がその経費の一部を助成することにより、当該病虫害による被害のまん延の防止を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 前条に規定する防除事業とは、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 被害木の伐採、薬剤処理、焼却等により松くい虫被害木を駆除すること。
- (2) 生立木に薬剤を散布し、松くい虫の被害を未然に防止すること。

(助成の種類及び手続)

第3条 防除事業の実施にともなう助成の種類は、薬剤の支給又は助成金の交付とする。

- 2 助成の手続きは、薬剤の支給については、森林、樹木等の所有者の申出によるものとし、助成金の交付については、次の各条に定めるところによるものとする。

(助成金の申込)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、松くい虫防除事業助成金交付申込書（様式第1号）により、市長に申し込まなければならない。

(助成金交付の決定)

第5条 市長は前条の規定による申込を受理したときは、審査のうえ助成金交付の適否の決定を行い、松くい虫防除事業助成金交付決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

- 2 市長は前条の規定による助成金交付の決定にあたり必要な条件を付することができる。

(完了届)

第6条 申込者は松くい虫防除事業が完了したときは、すみやかに完了届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第7条 助成金の額は次のとおりとする。

目 通 り 周 囲	1本あたりの助成金額
50cm 未満	2000円
50cm以上 ～70cm未満	3000円
70cm以上 ～100cm未満	4000円
100cm以上～120cm未満	5000円
120cm以上	6000円

- 2 市長は、申込者からの完了届を受理したときは、所定の検査を行い、助成金交付決定に基づく請求（様式第4号）により助成金を交付するものとする。

(助成金交付の決定取消等)

第8条 市長は防除事業者が次の各号の一に該当するときは、助成金交付決定の取り消し、もしくは既に交付した助成金の全部または一部を返還させることができる。

- (1) 提出書類の記載事項に偽りがあったとき。
- (2) その他不正行為があったとき。

- 附 則** この要領は、昭和50年 4月 1日から施行する。
- 附 則** この要領は、一部改正し平成元年12月 1日から施行する。
- 附 則** この要領は、平成13年 4月 1日から施行する。
- 附 則** この要領は、平成18年 5月15日から施行する。
- 附 則** この要領は、令和 3年 1月 1日から施行する。